

## 第1 知事・副知事業務の総合調整

### <知事室秘書課>

#### 1 秘書関係業務の実施

知事及び副知事の秘書業務や知事公館の維持管理（総務部総務課主管分に属することを除く）を行います。

## 第2 広報広聴活動の推進

### <知事室広報広聴課>

道民の道政への理解や参加を促すとともに、北海道の様々な魅力を道内外へ積極的に発信するため、様々な媒体・手法を用いて、効果的な広報広聴活動を推進します。

また、各種調査を通じた広報活動の検証をもとに、より効果的な広報のあり方を検討し、取組に反映します。

#### 1 広報活動の推進

庁内横断的かつ重点的なテーマや喫緊の課題について、広報広聴連絡会議で協議し、庁内連携のもと効果的・効率的な道政広報と北海道の魅力発信を推進します。

##### (1) 広報重点テーマの設定

令和4年度の重点政策など、特に重点的な広報が必要な事項については、情報発信の時期や内容などを検討の上、四半期毎に「広報重点テーマ」として設定し、各種広報媒体を集中的に活用して効果的な広報に取り組みます。

##### (2) 3つの視点を踏まえた広報の推進

道政情報や北海道の魅力を発信するため、次の3つの視点を踏まえて取り組みます。

- 計画的・効果的な情報発信  
各媒体の特性を踏まえて計画的・効果的に情報を発信します。
  - ・年間予定や中長期的な視点を踏まえた、計画的で重点的な広報の推進
  - ・複数の広報媒体を組み合わせ、共通のテーマを集中的に発信
  - ・各媒体の特性を活かし、相互補完（連携）しながらより深い情報を発信
- 地域情報等の発信強化  
道民の道政への関心を高め、道政への理解と参加を促進するとともに、地域への愛着を醸成するため、地域にとって、より身近な話題や情報を発信します。
  - ・広報紙などの主要媒体における地域の取組や魅力の発信
  - ・地域の動きをわかりやすく伝える動画コンテンツの充実
- 情報発信の環境提供  
職員が主体的、効率的に道政情報や道内の魅力を発信できる環境を提供します。

##### ① 自主広報媒体の効果的な活用

###### ア 情報の認知

道の重点政策や各事業を広く道民に伝えるため、共通のテーマを複数の広報媒体を組み合わせることで、情報への接触機会の増加を図ります。

## イ 情報の深化

広く情報を伝えたいものは広報紙で、詳細に情報を伝えたいものはホームページで、ビジュアルで伝えることが効果的なものは動画で、即時性を求めるものはSNSといった、各広報媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信を行うとともに、媒体間で相互補完（相互誘導）しながら、さらに深く情報を提供します。

### ② 企業等との協働広報の推進

民間企業等との協働による広報を推進するとともに、企業の広報媒体から道のホームページへの誘導など道の自主広報媒体と連携させた取組を展開します。

### ③ 市町村との連携

北海道全体として、より効果的に情報発信を行うため、市町村と連携を図りながら道政情報や地域の魅力などを発信します。

### ④ パブリシティ活動の推進

新聞・テレビなどのマスメディアに対して、報道素材を積極的かつ的確に提供することにより、道内外に道政情報や北海道の魅力を発信します。

## 2 広聴活動の推進

道民の意向や地域ニーズを的確に把握し道政に反映させるため、あらゆる手段や機会を通じ、広聴活動を実施します。

特に、総合振興局長及び振興局長は、地域に出向く機会を活用し様々な分野の人たちとの対話や懇談会等の実施に努めます。

### (1) 対話広聴

- ① 各種会議、懇談会、行事等の開催時
- ② 事業所、施設等の訪問時
- ③ 現地視察時等

### (2) 調査広聴

アンケート調査、実態調査等

### (3) 意見募集等

ホームページの活用、パブリックコメント手続等

## 3 その他広報広聴活動の推進

(1) 外部委員による北海道広報広聴推進会議を定期的で開催することにより、道民目線に立った広報広聴活動の推進を図ります。

(2) 諸会議など様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に努めるとともに、職員一人ひとりが広報パーソンとして道政情報をわかりやすく伝える能力を高めるため、広報媒体の活用や報道対応のスキルアップに向けた研修などの取組を実施します。

## 第3 道民の権利利益の保護及び道政相談の充実

### ＜知事室道政相談センター＞

#### 1 苦情審査委員制度の運用

平成11年6月からスタートした苦情審査委員制度は、開かれた道政を一層推進するため、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、道民の道政に対する信頼をより確かなものにするを目的としており、この制度の適正な運用を行います。

【苦情審査委員制度の概要】

機 関 名	北海道苦情審査委員	定 数	2 名	施行日	平成11年6月7日
所掌事項	①道の機関の業務の執行に関する苦情の審査をすること。 ②道の機関の業務に関し、その是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、制度の改善を求める意見の表明をすること。 ③勧告、意見の表明等の内容を公表すること。				
対象要件	①道政に関して自己の利害があるもの。 ②一定の期間内(1年)の事案であること。 (ただし、判決等により確定した事項、裁判所で係争中の事項、議会に請願・陳情中の事項などは除く。)				
対象機関	道の機関(ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会を除く。)				
公 表	①勧告、意見表明の内容 ②勧告に対する措置の報告 ③四半期ごとの活動状況				
申立件数	H29年度 26件 H30年度 5件 R元年度 13件 R2年度 11件 R3年度 6件(1月末現在)				

2 公益通報者保護制度の運用

平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法について、広く道民に周知するとともに、「公益通報処理に関する要綱」により知事への通報窓口として円滑な運用を行います。

【公益通報の処理状況】

年 度	受理件数	受理のうち調査件数	調査のうち措置件数
H29年度	5 件	1 件	1 件
H30年度	2 件	1 件	1 件
R元年度	5 件	2 件	1 件
R2年度	3 件	0 件	0 件
R3年度	2 件	0 件	0 件

※R3年度は1月末現在の件数

3 道政相談の充実

広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を庁内各部局との連携を密に対応するとともに、道民に身近な各種相談窓口等をインターネット上で紹介することにより、道政相談の充実を図ります。

【道政相談の受付状況】

年 度	全道の受付件数	うち当センター受付件数
H29年度	4,137 件	3,465 件
H30年度	5,237 件	4,652 件
R元年度	9,395 件	8,488 件
R2年度	22,357件	21,079件
R3年度	25,115件	15,744件

※R3年度は1月末現在の件数

## 第4 官民連携の推進

＜官民連携推進室＞

### 1 「ほっかいどう応援団会議」などを通じた官民連携の推進

人口減少問題など本道が直面する様々な課題を乗り越えるためには、民間が有する知恵と力を活用し、新たな視点による取組を展開することで、活力ある北海道の実現に取り組んでいく必要があります。このため道では、北海道を応援したいという企業・団体や個人の方々のネットワークである「ほっかいどう応援団会議」を通じて、包括連携協定やタイアップ協定の活用といった協働活動やふるさと納税をはじめとする資金面での協力など、幅広い手法による官民連携の取組を推進します。

## 第5 道の重要政策の総合的な企画・調整

＜政策局参事＞

### 1 重要政策の総合調整

道政運営上の重要事項に係る協議、庁内の情報共有等を行うため、庁議を開催するなど、各部と連携を図りながら、道の重要政策に関する総合調整を行います。

### 2 「道民の命と暮らしを守り、本道の強みを活かして挑戦する」 ～令和4年度重点政策～

当面する道政上の重要課題に取り組んでいくため、次年度に向けて、政策検討の基本方針を定め、これに基づき総合的な視点から政策を検討します。

令和4年度（2022年度）は、変化を繰り返す新型コロナとの闘いが依然として続いていることから、「守り」の視点として、感染拡大を抑制し、道民の皆様の命と暮らしを守るとともに、「攻め」の視点として、経済の再生と生活様式の変容や気候変動リスクの顕在化、デジタルをはじめとした未来技術の進展に対応し、ポストコロナを見据えて道自らも率先しながら「本道の強み」を活かした先進的な取組に挑戦していきます。



### 3 TPP等への対応

新たな国際環境下にあっても、農林水産業の再生産が可能となり、地域の産業が持続的に発展していけるよう、国の施策も効果的に活用しながら、競争力のある産業づくりに向けた施策の展開に取り組みます。

### 4 庁内資源・機能の有効活用

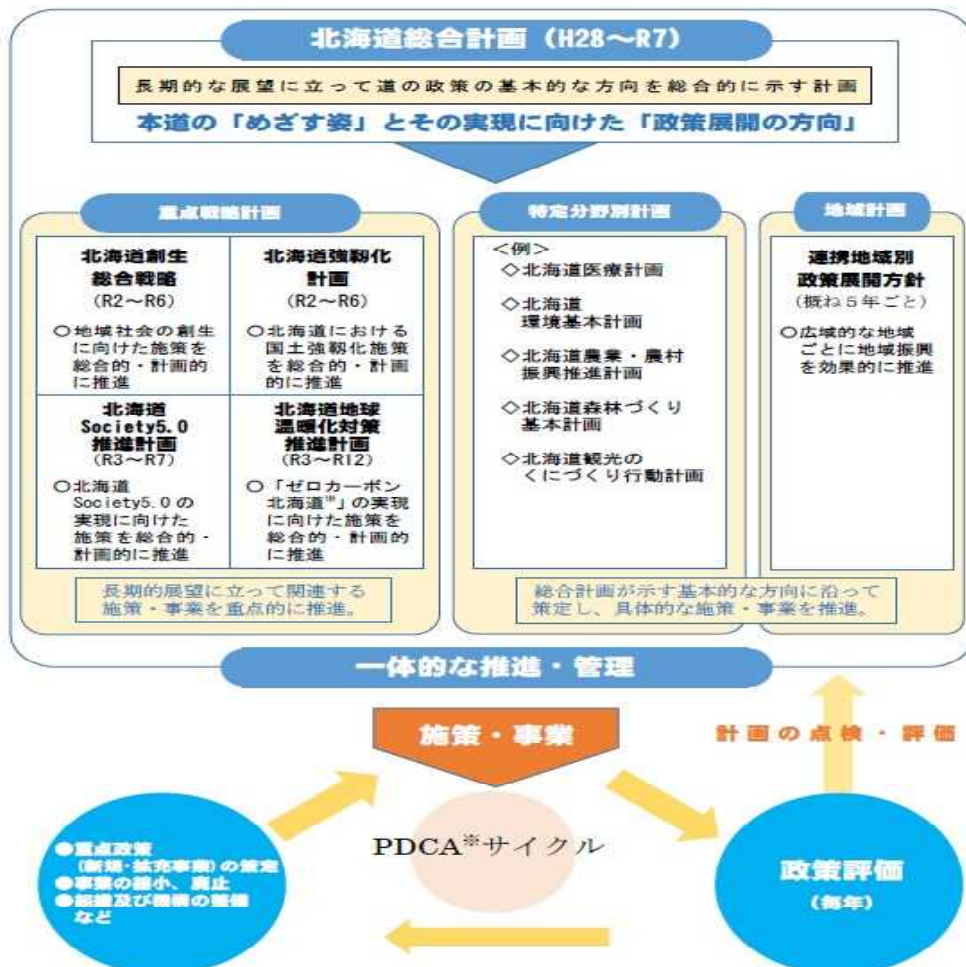
多様化・複雑化する行政課題に対応するため、先進事例や有識者等のノウハウ・知見等も加えながら、高度で実効ある政策の実現を図る「政策開発推進事業」を推進します。

## 第6 北海道総合計画等の推進・国費予算に関する総合調整 ＜計画局計画推進課＞

### 1 北海道総合計画（平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)）の推進

長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す「北海道総合計画」は、道民や関係する方々と今後の北海道がめざす姿や進むべき道筋を共有し、その実現に向けてお互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として策定しており、個別具体的な施策や事業については、総合計画とは別に策定する計画に委ね、一体で推進することにより、実効性の確保に努めています。

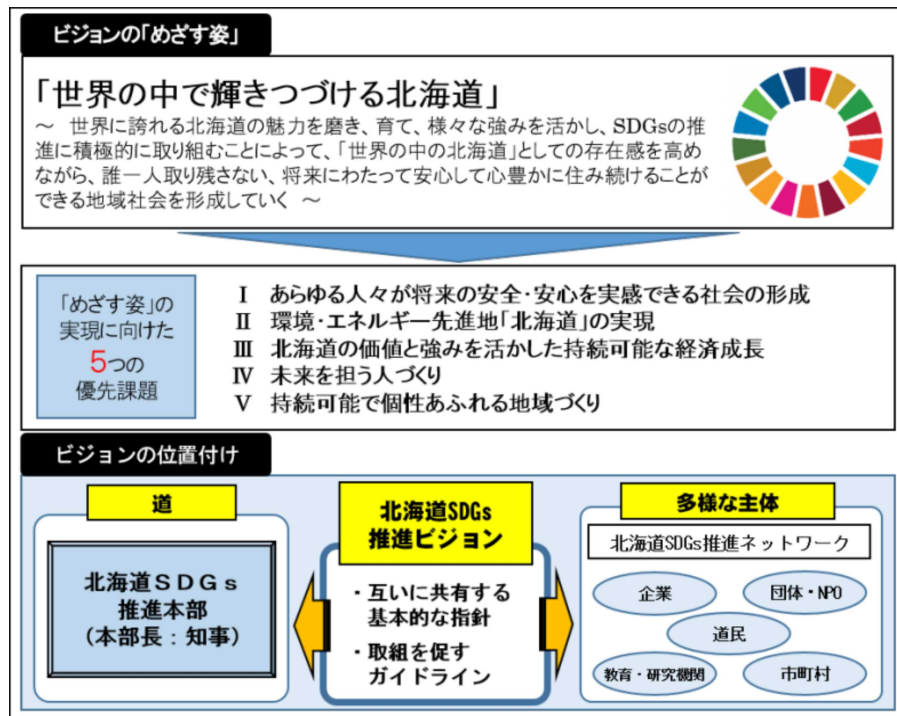
特に、新型コロナウイルス感染症の拡大、人口減少、強靱な北海道づくり、Society5.0の実現や気候変動問題の解決など、喫緊の課題に対応するため、令和3年（2021年）に見直しを行い、「北海道創生総合戦略」、「北海道強靱化計画」、「北海道Society5.0推進計画」、「北海道地球温暖化対策推進計画」を重点戦略計画として位置づけ、重点的・分野横断的に推進します。



## 2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む国際社会全体の目標であり、道ではこれまで、基本的な指針となる「北海道SDGs推進ビジョン」の策定や1,300を超える多様な主体が登録する「北海道SDGs推進ネットワーク」の運営、SDGs未来都市計画の推進、イベントやセミナーの開催等による普及啓発などに取り組んでいます。

引き続き、各種計画へのSDGsの要素の反映や関連施策の着実な実施はもとより、各地域における連携・交流を推進するセミナーの開催や市町村のSDGs推進支援、企業等の取組に対する支援の検討のほか、多様な主体と連携した普及啓発などを通じ、様々な主体や世代にSDGsを広く浸透させながら、持続可能な地域づくりに向けた取組を推進します。



## 3 北海道政策評価条例に基づく政策評価の実施

総合計画の政策体系に沿った施策やそれを構成する事務事業についてP D C Aサイクルにより評価を行う基本評価、基本評価を補完する公共事業評価など、北海道政策評価条例に基づく政策評価を実施し、総合計画の推進管理や毎年度の重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備などに反映します。

## 4 国の施策及び予算に関する提案・要望

人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道開発予算等に関連する重点事項について、国等に対し、機動的・効果的な提案・要望を行います。

## 5 北海道特定特別総合開発事業の推進

北海道総合開発計画の効果的な推進を図るため、国が設定した特定テーマ「生産空間の維持・発展」、「国土強靱化」、「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」及び「2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現」に基づき、基幹的な事業を機動的・重点的に推進します。

## 6 社会資本整備の推進

財政状況が厳しい本道において、公共施設、インフラの老朽化が課題となる中、本道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための方針である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」や道有施設の老朽化対策の基本的な方針である「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備を推進し、本道の強靱化に取り組めます。

また、その手法の一つとして、多様なPPP/PFI手法の導入を促進します。

### 北海道の社会資本整備が抱える課題



## 7 北海道強靱化計画の推進

北海道強靱化計画に基づき、大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守るとともに、本道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献するための施策を総合的かつ計画的に推進します。



#### 1 土地水対策の総合的推進

総合的かつ計画的な土地利用を図るため、各種土地利用計画の調整や土地取引の規制など、国土利用計画法に基づく諸対策を積極的に推進します。

##### (1) 土地水対策の総合調整等

北海道土地・水対策連絡調整会議等の適切な運営により、土地水対策の総合調整に努めるとともに、関連する施策等の推進に取り組みます。

##### (2) 国土利用計画（北海道計画）の管理及び市町村計画に対する助言等

国土利用計画（北海道計画）は、道土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、道土の利用に関する行政上の各種計画の基本となるものです。

このため、道土利用の現況把握に努めるなど、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう計画の管理を行います。

また、この計画を基本として策定される国土利用計画（市町村計画）に対して必要な助言を行います。

##### (3) 土地利用規制等対策の推進

###### ① 土地利用基本計画の管理等

北海道土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては土地の利用目的が適正なものであるかどうかの判断基準となるものです。

このため、計画の管理に当たっては、各種土地利用計画との調整を図るなど、適切な土地利用の推進を図ります。

###### ② 土地取引届出制度の推進

一定規模以上の土地取引について、届出（事後届出制度）を受け、必要に応じて指導・助言等を行い、適正な土地利用を図ります。

###### ③ ゴルフ場の開発規制

ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」（平成2年11月15日施行）に基づき、自然環境の保全、良好な生活環境の確保や災害の防止を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

###### ④ 千歳川流域治水対策

千歳川流域の治水対策については、国が策定した「石狩川水系千歳川河川整備計画」に沿って、国や関係自治体等と連携して取り組みます。

##### (4) 地価調査の実施

地価調査の結果は、土地取引の届出に係る価格審査等の規準とするとともに、一般の土地取引価格の指標としても活用されています。令和4年度は、道内市町村における基準地についての鑑定評価を行い、標準価格を判定し、9月下旬に公表します。

#### 2 水資源の保全に関する取組の推進

##### (1) 北海道水資源保全条例の制定

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関する施策を総合的に推進する条例を全国に先駆けて制定し、平成24年4月から施行しています。

本条例では、市町村長の提案により、「水資源保全地域」を指定して、適正な土地利用・取引を助言しています。

これにより、売主は、契約の3か月前までに、土地の所在や面積、利用目的などを事前に知事に届出を行うことが必要になります。



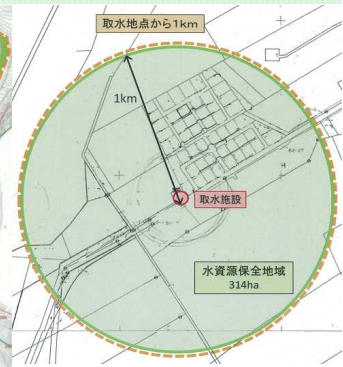
## 「水資源保全地域」の指定市町村

振興局名	市 町 村 名 (地域数)
空 知	芦別市 (1) 歌志内市 (1) 上砂川町 (1) 沼田町 (1)
石 狩	千歳市 (1) 石狩市 (6) 当別町 (1)
後 志	小樽市 (2) 島牧村 (1) 黒松内町 (1) 蘭越町 (1) 二セコ町 (1) 2)
	真狩村 (2) 留寿都村 (3) 喜茂別町 (3) 京極町 (1) 倶知安町 (4)
	共和町 (4) 岩内町 (1) 泊村 (1) 余市町 (1) 赤井川村 (1)
胆 振	登別市 (2) 伊達市 (6) 壮瞥町 (1) 厚真町 (1) 洞爺湖町 (1) むかわ町 (1)
日 高	指定区域なし
渡 島	函館市 (1) 北斗市 (6) 知内町 (2) 七飯町 (3) 鹿部町 (1) 森町 (2)
檜 山	今金町 (1)
上 川	旭川市 (4) 名寄市 (1) 美瑛町 (1) 上富良野町 (4) 中富良野町 (2) 占冠村 (4) 和寒町 (4) 下川町 (2) 美深町 (2)
留 萌	増毛町 (2)
宗 谷	稚内市 (1) 枝幸町 (3)
オホーツク	網走市 (1) 置戸町 (1) 斜里町 (1)
十 勝	帯広市 (2) 鹿追町 (1) 新得町 (5) 清水町 (1) 大樹町 (2) 広尾町 (3)
釧 路	釧路市 (1) 厚岸町 (6) 浜中町 (1) 標茶町 (7) 弟子屈町 (5) 鶴居村 (1)
根 室	別海町 (1) 標津町 (1)

指定エリア～「地表水」のケース

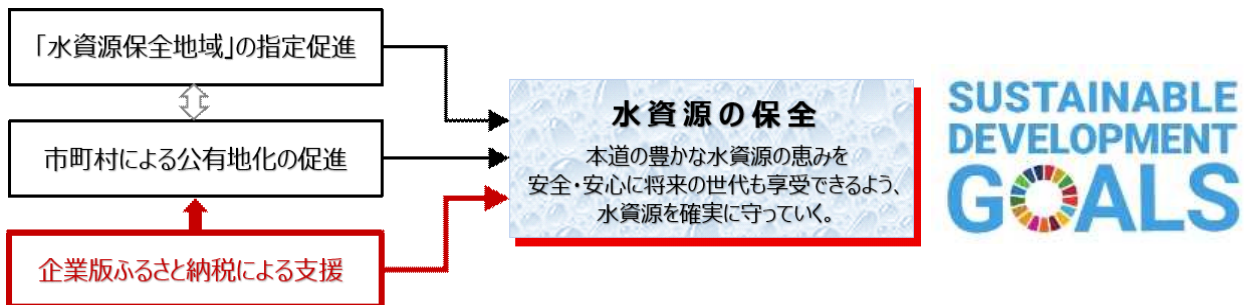


指定エリア～「地下水」のケース



### (2) 水資源保全地域の公有地化の促進

- ① 水資源を確実に守るために、水資源保全地域内の民有地を市町村が買い取って保全する「公有地化」を促進しており、地域づくり総合交付金により支援します。
- ② 「企業版ふるさと納税」による企業からの支援を受けて市町村への財政支援措置を拡充し、北海道の水資源保全地域の公有地化等を加速させます。



### 3 水の有効利用の推進等

水の有効利用を推進するため、国土交通省が主唱する「水の日」（8月1日）、「水の週間」（8月1日～7日）の協賛行事として、水の重要性をテーマにした「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」を実施し、優秀作品の知事表彰を行い、これらの作品を中央審査の対象作品として推薦するなどの啓発活動を行うほか、国土交通省の委託による道内の水需給の動向等に関する調査を行います。

## 第8 統計調査の実施

＜計画局統計課＞

### 1 統計調査の実施

統計法に基づく基幹統計調査等（3省9調査）及び道単独統計調査（1調査）を次のとおり実施し、統計資料の整備を図ります。

#### 〔総務省所管統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
令和4年就業構造基本調査	国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。	10月1日（5年おき） 約15,200世帯
令和5年住宅・土地統計調査単位区設定	令和5年住宅・土地統計調査の調査地域を明確にするため、調査単位区を設定する。	2月1日（5年おき） 約10,000調査区
労働力調査	国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得る。	毎月末日（12月は26日） 約3,000世帯
小売物価統計調査	商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。	毎月 約800事業所・ 約1,200世帯
家計調査	国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにするための基礎資料を得る。	毎月 318世帯

#### 〔文部科学省所管統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
学校基本調査	学校に関する基本的事項を明らかにする。	5月1日（毎年） 約2,750校（園）
学校保健統計調査	学校における幼児、児童及び生徒の発育、健康状態を明らかにする。	4～6月（毎年） 207校（園）

#### 〔厚生労働省所管統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
毎月勤労統計調査	賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにする。	毎月末日 約1,200事業所
毎月勤労統計調査特別調査	賃金、労働時間及び雇用について、小規模事業所の変動を明らかにする。	7月31日（毎年） 約900事業所

#### 〔北海道単独統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
北海道住民基本台帳人口移動報告	道内の地域別の人口移動状況を明らかにする。	3、6、9、12月末日 179市町村

### 2 調査結果の公表及び統計の普及啓発の推進

各種統計調査の結果を広く一般の利用に供するため、国と連携を図りながら調査結果の公表を行います。また、統計の普及啓発を推進するため、統計功労者の表彰、統計職員の研修等に取り組みます。

(1) 調査結果の公表

道をはじめ、各機関が公表している各種統計を収録した出版物を刊行するとともに、オープンデータとしてホームページで公開します。

ア 出版物の刊行

北海道ポケット統計	3月
北海道統計書	3月

イ ホームページでの公開

上記アに掲げる刊行物 各種統計調査の結果	随時更新
-------------------------	------

(2) 統計の普及啓発

ホームページなどを活用し、統計の普及啓発に努めるほか、国や関係機関と連携を図りながら、統計グラフに係るコンクールを行います。

ア 各種統計情報

イ 統計グラフ全道コンクール

(3) 統計功労者の表彰

北海道表彰規則に基づき、北海道社会貢献賞を贈ります。

表 彰 者	統計調査に従事した年数が30年に達した統計調査員
-------	--------------------------

表 彰 時 期	10月 (予定)
---------	----------

表彰式開催場所	札幌市 (予定)
---------	----------

(4) 統計業務研修の実施

統計に関する知識を深め、統計業務の円滑な遂行を目的として、次の研修会を開催します。

<統計職員業務研修>

統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：基礎研修 札幌市（1回／2日間）、専門研修 札幌市（1回／1日間）

<都道府県別登録調査員研修>

統計調査に従事する登録調査員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：札幌市（1回／1日間）

## 第9 国際化施策の戦略的推進

### <国際局国際課>

本道の持続的発展を図るため、「世界の中の北海道」という視点に基づき、市町村や国際交流団体、関係団体、企業などと連携を図りながら、姉妹友好地域等との経済や教育、文化といった幅広い分野での交流や多文化共生の取組など国際化施策を戦略的に推進します。

#### 1 グローバル戦略の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本道を取り巻く国際情勢は大きく変化を続けており、北海道が将来にわたり輝き続けていくためには、今後も世界規模で進展するデジタル化や脱炭素化など、社会変革の動きをしっかりと見極めながら、「世界の中の北海道」として、的確かつ迅速な対応を進めていくことが重要です。

このため、2021年に改訂した「北海道グローバル戦略（2021改訂版）」に基づき、食や観光といった経済分野をはじめ、教育、文化等の取組を連携させるなど、国際関連施策の戦略的・効果的な推進を図ります。

## 2 外国人にも暮らしやすい地域づくり

道民と外国人が互いの文化や生活習慣などを理解・尊重し合うことができる多文化共生社会の実現に向けて、多言語による相談対応の充実や地域における外国人対応力の向上、さらには災害時の多言語支援に取り組む等、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」づくりを進めます。

## 3 海外との交流の推進

姉妹友好提携を締結している6カ国10地域と、経済、教育、文化などの様々な分野での交流の活性化を図ります。

また、令和4年はハワイ州（5周年）との交流が節目となる周年を迎えることから、相互交流や記念行事などを実施するとともに、オンライン等、多様なコミュニケーション手法を活用しながら、これまでに培ってきた様々な国や地域とのネットワークの拡大・維持に取り組みます。

## 4 ロシアとの友好・経済交流の推進

ロシアとの交流を戦略的に推進するための包括的な基本方針となる「北海道・ロシア地域間交流推進方針（2020年6月策定）」を基に、ロシアを巡る国際情勢なども注視しながら、対応を検討します。

## 5 関係機関・団体等と連携した国際関係施策の推進

北海道の地域国際化協会である公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの支援をはじめ、在札幌総領事館や友好交流団体、JICA北海道、大学、海外道人会などと連携し、多様な国際交流の推進や本道が持つ寒冷地技術などを活用した国際協力を推進するとともに、北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた政府の取組を後押しするため、各種啓発事業を通じた意識啓発に取り組みます。

また、北海道洞爺湖サミットをはじめ、2019年に開催されたG20観光大臣会合等の国際会議の開催実績を踏まえ、本道の活性化に向け、国・市町村・関係機関と連携しながら、国際会議の誘致に取り組みます。

## 6 人材の育成

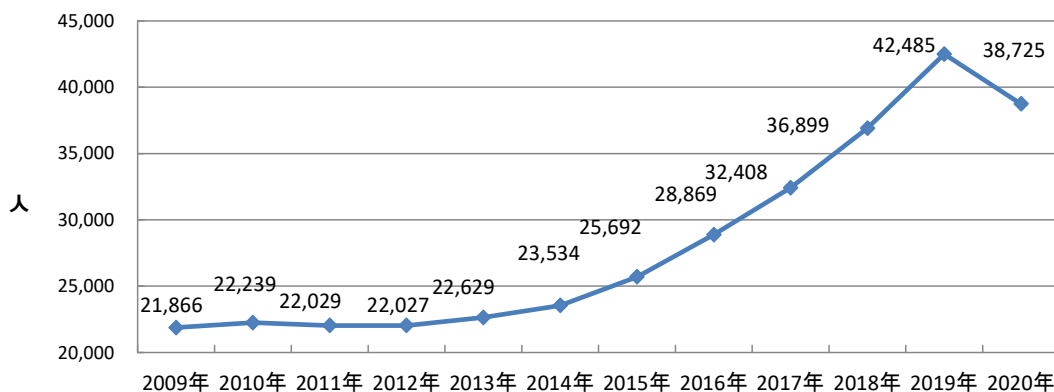
語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）により国際交流員（CIR）や外国語指導助手（ALT）などを受け入れ、外国語教育の充実及び国際交流の推進を図ります。

また、道内の高校生等を諸外国へ派遣し、国際性豊かな地域づくりを担う人材の育成を進めるとともに、海外と本道との架け橋となる人材の育成や外国人留学生の受入れ・定着の促進に取り組みます。

## 7 旅券の発給

旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付事務を行うとともに、旅券の作成を除く事務の市町村への権限移譲の促進に努めます。

（参考1） 【北海道の外国人の状況（法務省在留外国人統計）】



(参考2) 【北海道の姉妹友好交流地域の概要】

区分	カナダ・アルバータ州	中国・黒竜江省	アメリカ・マサチューセッツ州
提携日	<姉妹提携>1980年9月5日	<友好提携>1986年6月13日	<姉妹提携>1990年2月7日
位置	北緯49～60度 西経110～120度	北緯43～53度 東経121～135度	北緯42～43度 西経70～73度
面積	661,185km <sup>2</sup>	473,000km <sup>2</sup>	27,336km <sup>2</sup>
人口	4,464千人(2021年)	31,850千人(2020年)	6,985千人(2021年)
州・省都	エドモントン市	ハルビン市	ボストン市
気候	湿度が低く地域や季節によってかなりの格差がある。	寒温帯から温帯に位置し、冬は寒さが厳しく、夏が短い。	暖流の影響で緯度が高い割には気候は温暖。
産業	・豊富な天然資源(石油・オイルサンド・天然ガス)による資源供給型の経済構造で、主な産業は、石油・ガス、石油化学、農産物・食品等。 ・アルバータ州の石油可採埋蔵量は1,968億バレル(2021年)。	・中国最大の食糧基地で畜産も盛ん。 ・中国最大の森林区で良質の木材の供給基地。 ・河川、湖水を利用した内水面漁業が盛ん。	・全米でも有数のIT・バイオ産業の集積地。 ・大学・大学院の集積地でもあり、産学連携による産業育成が盛ん。 ・クランベリー生産量は全米2位。
区分	ロシア・サハリン州	韓国・釜山広域市	韓国・慶尚南道
提携日	<友好・経済協力提携>1998年11月22日	<交流趣意書>2005年12月14日	<交流趣意書>2006年6月7日
位置	北緯45～55度 西経141～145度	北緯34～35度 東経128～129度	北緯34～35度 東経127～129度
面積	87,100km <sup>2</sup>	769km <sup>2</sup>	10,532km <sup>2</sup>
人口	486千人(2021年)	3,392千人(2020年)	3,340千人(2020年)
州・省都	ユジノサハリンスク市	—	昌原(チャンウォン)市
気候	冬は寒冷。南西部はやや温暖で、北海道に近い。	夏冬の気温差が少ない海洋性気候。	北西の山脈が冬の季節風を防ぐため、温暖な気候。
産業	・石油・ガス・石炭などのエネルギー資源が豊富。 ・海洋資源が豊富で水産業が盛ん。	・韓国第一の港湾、釜山港を核とした物流の拠点。 ・漁業、水産加工業、都市近郊の園芸農業が盛ん。	・温暖な気候を生かした野菜、果樹栽培が盛ん。 ・航空、造船、家電製品等の工場が立地。
区分	韓国・ソウル特別市	タイ王国・チェンマイ県	韓国・済州特別自治道
提携日	<友好交流協定>2010年10月15日	<友好関係協定>2013年2月26日	<友好協力協定>2016年1月12日
位置	北緯37度 東経126度	北緯18度 東経98度	北緯33～34度 東経126度
面積	605km <sup>2</sup>	20,107km <sup>2</sup>	1,849km <sup>2</sup>
人口	9,668千人(2020年)	1,784千人(2020年)	676千人(2020年)
州・省都	—	チェンマイ市	済州(チェジュ)市
気候	大陸性の気候で、緯度の割に冬の寒さが厳しい。	熱帯性気候で、乾季、雨季、雨季の3つの季節がある。	韓国では最も温暖な気候だが、冬は風が強く、南北で気温差が大きい。
産業	・食品加工、繊維、化学、印刷のほか、観光、デザイン、コンベンション、デジタル産業、R&D等の発展が著しい。	・農業を中心とする第一次産業の割合は20%以下で、チェンマイ市での観光業を中心とする第三次産業の割合が70%以上となっている。	・柑橘類などの農業、鉱物資源とその関連工業などがあるが基幹産業は観光業。
区分	アメリカ・ハワイ州		
提携日	<友好交流協定>2017年5月8日		
位置	北緯18～29度 東経154～162度		
面積	16,634km <sup>2</sup>		
人口	1,442千人(2021年)		
州・省都	ホノルル市		
気候	熱帯気候。		
産業	・世界有数の観光先進地。		

## 第10 「北海道Society5.0」の実現に向けた取組の推進 <次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課>

### 1 「北海道Society5.0推進計画」

#### (1) 計画の概要

道では、IoTやビッグデータ、AIなどの未来技術の活用を一層推進し、本道が抱える様々な課題を解決するとともに、感染症や気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化などといった不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を克服するだけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、本道の基幹産業である一次産業を始めとした産業競争力の抜本的な強化や地域社会の活性化、より質の高い暮らしを実現する「北海道Society5.0」の実現に向け、取り組むべき施策について、道民の方々や市町村、民間の事業者の方々と共有する指針を示すべく「北海道Society5.0推進計画」を策定しました。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけています。

## 2030年頃の北海道の未来社会「北海道Society5.0」

### 未来技術を活用した活力にあふれる北海道

- ◆ 未来技術を活用して道内の様々な課題を解決し道民生活の質を向上
- ◆ 未来技術の活用を前提とした社会・産業の変革を推進



### (2) 施策の展開方向

本計画では、「北海道総合計画」のめざす姿『輝きつづける北海道』及び「北海道Society5.0構想」で描いた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向け、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進します。

また、具体的取組を推進するにあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から喫緊の取組として、感染症拡大防止と経済活動の両立を図る「新北海道スタイル」の浸透・定着に向けた鍵となる未来技術を活用した取組を展開するとともに、5つの柱について、中長期的な観点から2025年度（令和7年度）を目途に取り組むべき目標を定めています。

## 2 デジタルトランスフォーメーションの推進

### (1) オープンデータの活用推進

オープンデータとして公開する行政データの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を進めるとともに、市町村におけるオープンデータの取組を支援・促進し、データの連携・活用を通じた道民サービスの一層の向上に努めます。

### (2) 北海道におけるドローン利活用の推進

国の規制緩和により様々な分野におけるドローンの活用が期待されており、積雪寒冷、広域分散の地域特性を持つ本道のハンディ克服につなげていく取組を推進します。

(3) 市町村のデジタルトランスフォーメーションの支援

国が策定した「自治体DX推進計画(R2.12)」に基づき、市町村が2025（令和7）年度までにシステムの標準化や標準準拠システムへの移行対応などを支障なく進められるよう、国からの情報の共有や、国との調整、進め方の助言など、市町村への支援を行います。

(4) 電子自治体の共同化の推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体を推進するための第3セクターである株式会社HARPとの連携の下、HARP構想\*に基づき、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するなど、市町村における共同利用型サービスの展開を図ります。

\* HARP【ハーブ】Harmonized Applications Relational Platform（調和型アプリケーション連携基盤）の略。  
道と市町村が、効率的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

(5) 情報通信基盤の整備

携帯電話、超高速ブロードバンド環境など地域における情報通信基盤の整備と利活用を促進します。

(6) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用

社会保障、税、災害対策分野での情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、強固なセキュリティ環境を確保した上で、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するよう、マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

### 3 施策の推進体制

道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、「北海道Society5.0」の実現に向けた取組を効果的かつ効率的に推進します。

(1) 北海道Society5.0推進会議の運営

「北海道Society5.0」の早期実現に向けて、オール北海道での取組を進めるため、学識経験者や関係機関・団体、経済界、市町村などを構成員とした会議を設置・運営し、未来技術の地域実装やデータの利活用、デジタル人材の育成・確保などについて協議を行い、道民視点に立った施策の展開を図ります。

(2) 全庁的な取組の展開

全庁横断的な会議を設置・運営し、庁内各部との総合調整を図りながら、道庁が一体となって北海道Society5.0の実現に向けた施策を推進・展開します。

(3) 北海道顧問の任命

デジタル技術の利活用に関し豊富な経験と幅広い知見を有し、国の動向などに詳しい有識者を顧問として任命し、専門的な立場からの助言を受けながら、本道におけるデジタル化に向けた施策を推進・展開します。

(4) 北海道IT施策推進連絡会議（DOIT6）の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道農政事務所と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。

(5) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を行います。

(6) 北海道電子自治体共同運営協議会の運営

HARP構想を推進するため、道と市町村による検討協議等を行います。

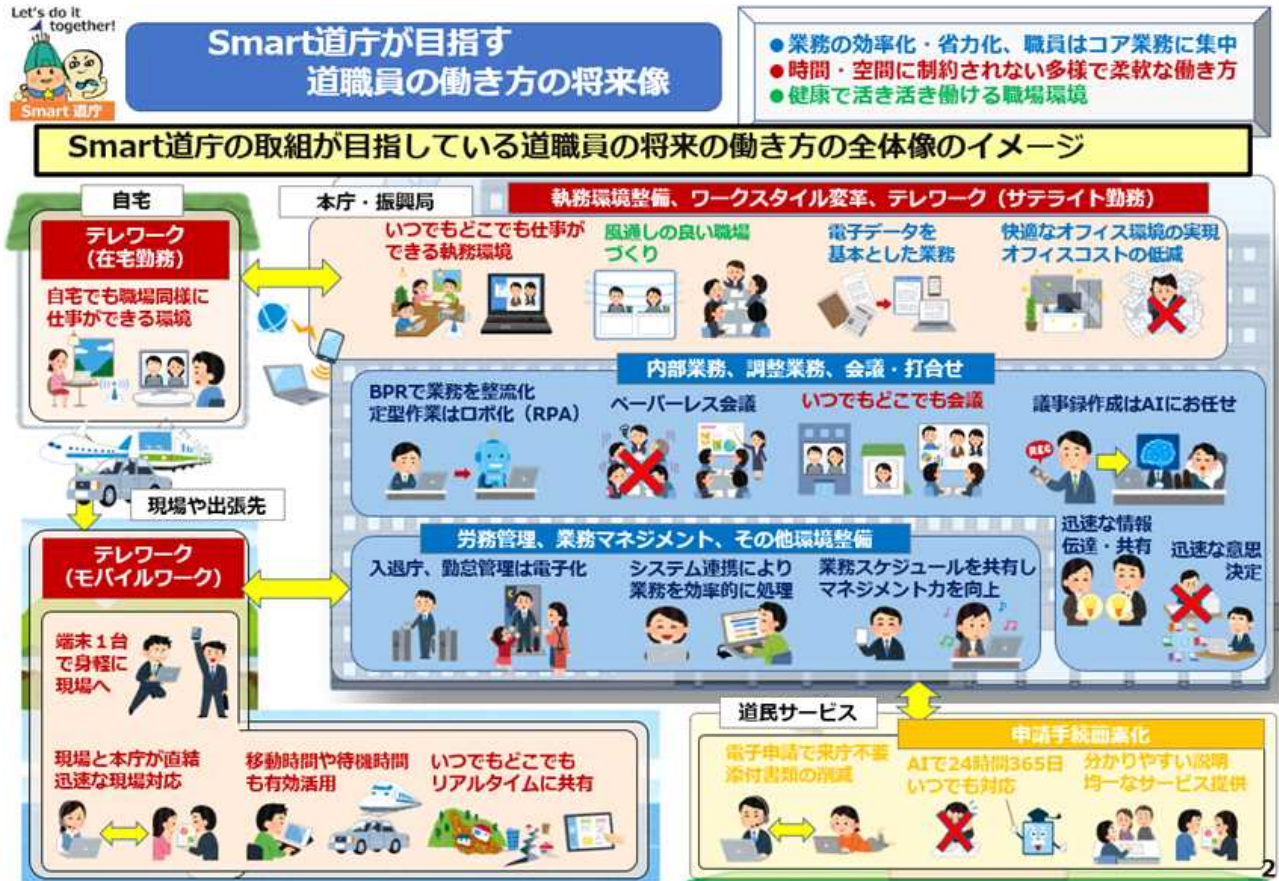
# 第 1 1 道庁のデジタル化の推進

## <次世代社会戦略局情報政策課>

### 1 Smart道庁の推進に向けた環境整備

勤務環境を変え、仕事の仕方を変えることで、職員の意識と行動が変わり、それがさらに勤務環境や業務改善に繋がるという好循環のサイクルを生み出すSmart道庁の取組を推進します。

この取組により、職員が持てる能力を最大限発揮できる職場環境をつくり、道庁の組織活力を向上させることで、道民サービスの質の向上に繋がります。



### 2 道庁のデジタル化の推進

#### (1) 災害に強い情報通信基盤の整備

大規模災害に備え、道と市町村等を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）」の更新整備に取り組み、安定的な運用を図ります。

#### (2) 道庁のデジタルトランスフォーメーションの推進

道民の皆様にとって利便性の高い申請・届出、調達の電子化を推進するとともに、庁内の情報システムの質を更に高め、RPAやAIなどといった新たなICTの積極的な利活用を推進することで行政サービスの一層の向上を図ることを目的とし、全体の効果的・効率的なシステム運用を目指す情報システム最適化、テレワークの環境整備、LWANなど各種情報通信基盤の効果的な利活用の推進、記録媒体やライセンスなどの情報資産の適切な管理、情報セキュリティ対策の推進などの取組を進めます。

#### (3) 災害に強い電子自治体の取組

情報システムの全体最適化の取組を推進する中で、データセンターの活用やクラウドの導入等について検討します。



#### (4) 災害時におけるICT部門の業務継続の確保

道の災害時における重要な業務を支える情報システムに係る代替・復旧対策等をまとめた「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の推進に取り組むとともに、市町村のICT-BCPの策定に係る取組についても支援を行います。

### 3 施策の推進体制

#### (1) Smart道庁の推進

副知事をトップとしたSmart道庁推進本部や関係課長で構成される幹事会などにより、全庁でSmart道庁の取組の目指す姿を共有しながら、庁内のICTの利活用を推進します。

#### (2) 情報セキュリティ対策

副知事をトップとして情報セキュリティ対策に関する重要事項の決定などを行う情報セキュリティ委員会により、情報セキュリティ対策を全庁的かつ統一的に実施します。

## 第12 科学技術の振興

### ＜次世代社会戦略局科学技術振興課＞

本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与することを目指し、道では、国の大型プロジェクトを活用した研究開発拠点の形成や研究開発機能の充実など、科学技術の振興に取り組んでいますが、広大な本道において産業の振興を一層図るためには、各地域の様々な特性や政策課題を踏まえつつ、産学官金の関係者が強固に連携をとりながら、大学を核とした研究開発拠点の形成や、地域資源を活かした新事業・新産業の創出など、本道経済の自立化及び活性化に向けた取組を進める必要があります。

道では、本道における科学技術水準の向上や新たな経済的・社会的価値の創出を目的として、「北海道科学技術振興条例」（平成20年4月施行）を都道府県としては初めて制定するとともに、平成30年3月に、3期目の計画となる「北海道科学技術振興計画」を策定し、科学技術施策の総合的、計画的な推進に努めています。この計画に基づき、産学官金等の協働の推進、知的財産の創造、保護及び活用などに取り組むことで、北海道における科学技術の振興を推進していきます。

また、平成22年4月に道立試験研究機関を統合して設立した地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の円滑な運営を支援します。

### 1 産学官金等の協働の推進

#### (1) 研究開発拠点の形成促進

地域の課題解決や新産業の創出に向け、道内大学との緊密な連携・協力体制を構築し、国の大型プロジェクトの獲得や新規プロジェクトの発掘などを着実に推進していくため、令和4年4月、科学技術振興課内に産学官連携室を新設しました。

このほか、産学官の連携によるリサーチ&ビジネスパーク構想を推進するため、（公財）北海道科学技術総合振興センターの機能を最大限活用して研究開発から事業化までの取組を一貫して支援するとともに、北海道大学が実施している一次産業をスマート化しバイオブランドの確立を図る「地域バイオコミュニティの形成」や少子化の克服やカーボンニュートラルな食料生産を目指す「共創の場形成支援プログラム」など関連するプロジェクトの支援を行います。

また、大学の研究シーズを産業創出に結びつけていくインキュベーション施設の入居者に対する支援を行います。

#### (2) 産学官の共同研究への支援

産学官の連携による科学技術の振興を推進するため、（公財）北海道科学技術総合振興センターと連携して産学官が行う科学技術の基礎的・先導的な研究や発展・橋渡し研究を支援するとともに、ICTやAI、ロボットなどの先端技術を活用した新たな取組の創出を図るため、道内大学、企業等による共同研究やその成果の製品化・事業化等の支援を行います。

### (3) 研究交流の推進とコーディネート機能の充実

道内各地でのコーディネート活動を推進するため、産学官連携担当者等による全道産学官ネットワーク推進協議会を運営するとともに、大学等の研究機関、支援機関、金融機関のコーディネータの連携を図る、北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムを開催します。

## 2 知的財産の創造、保護及び活用

本道において知的財産を戦略的に活用した新技術の創造と新産業の創出を図り、道内企業等の競争力強化を目指すため、知的財産の創造、保護及び活用からなる「知的創造サイクル」の確立を図る必要があります。そのため、道と北海道経済産業局が共同で、オール北海道の推進体制として「北海道知的財産戦略本部」を設置・運営するとともに、構成機関が一体となって各種施策を展開します。

また、経済のグローバル化の進展や近隣諸国の経済成長に伴い、海外との競争が激化し知的財産を活用した競争力強化の必要性が高まっていることから、地域団体商標や地理的表示(GI)保護制度などの活用について啓発するとともに、関係機関と連携して対応を推進します。

## 3 科学技術振興の環境づくり

### (1) 道民が科学に親しむ機会の創出

道民が科学技術に触れ、親しむ機会を創出するため、企業や試験研究機関、教育機関等と連携・協力し、研究成果等の紹介を通じて科学をわかりやすく体験するとともに、北海道Society 5.0推進計画が示す未来技術を実感し、道民と本道の未来の姿を共有するため、体験型科学イベント「サイエンスパーク」を開催します。

### (2) 優れた研究開発等の顕彰

優れた発明や研究などを行い、道民生活の向上と地域産業の発展に寄与した個人又は団体に対して「北海道科学技術賞」や「北海道科学技術奨励賞」を贈呈するなど、優れた研究開発等を顕彰し、その功績を広く周知します。

## 4 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の運営支援

道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することができるよう、円滑な運営を支援します。

# 第13 地域創生・人口減少問題対策の推進

## <地域創生局地域戦略課>

### 1 第2期北海道創生総合戦略の効果的な推進

令和3年（2021年）12月に改訂した第2期北海道創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）に基づき、各施策の効果的な推進を図るとともに、国の地方創生関係交付金も活用しながら、地域創生・人口減少問題に関する施策を一体的に推進します。

#### (1) 戦略推進の基本方針

総合戦略に掲げる施策は、基本認識の共有と全員参加、市町村戦略との一体的推進、札幌市との連携強化、ポストコロナを見据えた社会変革や行動変容への対応など、7つの方針に基づき推進を図ります。

## (2) 重点戦略プロジェクトの展開

基本戦略に掲げる施策のうち、北海道の人口減少対策の中核として、地域創生の根幹をなす「まち」「ひと」「しごと」の3本柱に対応した3つのプロジェクトのほか、その効果を高める横断的な取組として2つのプロジェクトを設定し、戦略の推進期間である5年間を通じて政策資源を集中投入するなど、重点的な展開を図ります。



## (3) 市町村戦略支援

地域づくりの拠点である振興局を中心に、地域の実情に応じ、市町村総合戦略の着実な推進に資する市町村の創意工夫を活かした取組が行えるよう、「資金・人・情報」の3つの側面から積極的に支援を行います。

## (4) 札幌市との連携

「地域の発展なくして札幌市、北海道の発展はない」との共通認識のもと策定した「北海道と札幌市の連携による人口減少対策共同プログラム(2020～2024年)」に基づき、「自然減」と「社会減」対策の双方に寄与する「働き方改革と女性活躍の推進」、「首都圏等からの移住・UIターンや若者の地元定着の促進」に加え、「関係人口の創出・拡大に向けた連携」など「札幌市が有する都市機能等の地域での活用促進」を推進します。

## 2 総合振興局・振興局を拠点とした地域づくりの推進

地域を取り巻く社会経済情勢が厳しい状況にある中、様々な地域課題の解決や地域の活性化を図るためには、道民、市町村及び道が相互に連携・協働しながら、地域振興に関する施策を強力に推進していくことが必要です。

こうした考え方に立ち、道では、平成21年4月に、地域振興に関する基本理念や道の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定める北海道地域振興条例を施行し、平成26年10月には、人口減少に伴う地域課題への対応や地域の実情に応じた施策の効果的な推進に当たって、振興局がその中核的な役割を担うことなどを施策推進の基本方針に加える条例改正を行いました。

引き続き、この条例の基本理念や施策推進の基本方針に基づいた各般にわたる地域政策を総合的かつ計画的に進めます。

また、地域の多様な課題に対応し、地域の実態を踏まえた施策を効果的に推進していくためには、地域づくりの拠点である振興局が市町村と一体となって地域の強みや可能性を活かした取組を進めていくことが重要であり、振興局による各般の地域振興施策を最大限活用し、市町村とともに地域づくりを推進します。

#### (1) 連携地域別政策展開方針に基づく施策の推進

令和3年12月に策定した「連携地域別政策展開方針」は、北海道地域振興条例に基づき、地域振興を効果的に推進するため、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って6つの連携地域ごとに策定する地域計画であり、それぞれの地域のめざす姿の実現に向け、多様な主体と連携・協働して、地域の特性や資源などを活かしたプロジェクトを推進します。

方針の推進に当たっては、振興局所管地域ごとに「地域づくり連携会議」などを開催し、プロジェクトの効果的な推進を図るとともに、総合計画に基づく「重点戦略計画」や「特定分野別計画」と一体で推進します。

#### (2) 振興局からの政策提案を通じた施策等への反映

振興局が地域とともに課題解決に向けた取組を進めていくための対応を「政策提案」として取りまとめ、全庁横断的な調整を行いながら、道の施策への反映を図ります。

#### (3) 振興局独自政策の実施

振興局自らが地域と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を実施する「地域政策推進事業」により、地域課題の解決に向けた取組や道・市町村の総合戦略の推進を図ります。事業の実施にあたっては、地域の実情を十分に踏まえるほか、市町村との協働により実施される事業を地域づくり総合交付金で支援するなど、振興局と市町村が一体となった地域づくりを一層強化していきます。

#### (4) 地域における政策の形成

振興局が、市町村の創生総合戦略の推進状況や地域課題を把握するための「地域創生ミーティング」のほか、振興局と市町村の協働プロジェクトのブラッシュアップや新たな施策検討を行う「振興局と市町村との協働政策検討会」などの実施を通じて、地域の課題解決に向けた政策の形成を図ります。

#### (5) 地域への人材支援

振興局長が市町村長からの意向を踏まえながら派遣先市町村を決定できる「地域振興派遣」や市町村の地域創生の取組に重点的に対応するため、振興局職員が出張により協力・支援を行う「地域創生出張サポート制度」により、地域ニーズに対応した市町村への人材支援を実施します。

### 3 知事の地域訪問の実施

知事が地域を訪問し、市町村長や地域づくり実践者等との対話や懇談、先進事例の視察などを通して地域課題等を共有し、解決に向けた施策の立案及び実施により、効果的・効率的な取組を推進します。

## 第14 地域政策の推進

### <地域創生局地域政策課>

#### 1 地域政策の推進

北海道地域振興条例や北海道創生総合戦略、各市町村の総合計画や創生総合戦略などに基づく各地域の重要な施策等を重点的に推進するため、地域の実情に応じた政策の形成や地域の創意と工夫による自立的な取組を推進します。

##### (1) 地域活性化に向けた支援

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域課題の解決や地域活性化を図るために実施する地域の創意と主体性に基づく市町村や各種団体等の様々な取組に対し、「地域づくり総合交付金」で支援します。

また、(一財)地域活性化センター等の各種助成制度について助言等を行うとともに、(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)と連携して民間事業活動等を支援します。

## (2) 地域再生等の取組の促進

公的需要に大きく依存する北海道の地域経済が民間主導の自立型経済へと転換していけるよう、「地域再生」の提案や計画作成に向けた地域の自主的・主体的な取組を促進します。

また、地域の活性化を一層促進するため、知事の権限にかかわる規制の緩和や支援を行う北海道版構造改革・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区）の取組を推進します。

## 2 条件不利地域の支援

道内には、人口減少により地域の活力が低下し、過疎地域に指定されている152市町村のほか、条件不利地域として、交通のハンディキャップがある離島6町、生活の利便性に課題がある辺地を抱える75市町村（総合整備計画を定めている市町村）、産業基盤や生活環境の整備等が必要な山村地域を有する96市町村、半島地域25市町村及び特別豪雪地帯86市町村があります。

道では、国や市町村と連携し、このような条件不利地域に対する国の特別施策を推進することにより地域の振興発展に努めるとともに、国の交付金を活用した協調補助や道単独補助金などにより、地域の実情に即して自主的に実施する個性的で魅力あるまちづくりを支援します。

### (1) 地域振興計画等の推進

- ① 道が策定する北海道過疎地域持続的発展方針・計画、北海道離島振興計画、半島振興計画、北海道山村振興基本方針及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画を推進します。
- ② 市町村が策定する辺地総合整備計画、過疎地域持続的発展計画及び山村振興計画に対し、助言を行います。

### (2) 地域振興施策による支援

過疎地域及び豪雪地帯の対策並びに離島地域、半島地域及び山村地域の振興のため、国の補助事業等を活用した地域振興事業や施設整備を促進するほか、特定有人国境離島地域の離島航路及び航空路運賃の低廉化を支援するとともに、雇用機会拡充や滞在型観光等を促進します。

また、本土と比較して価格差のある離島地域の家庭用プロパンガスの航路運送費について支援します。

## 3 集落対策の促進

道内の集落では、人口減少により小規模化や高齢化が進行し、地域活性化を担う人材不足や生活環境の悪化など、課題がより複雑・多様化しているところです。

そのため、市町村や住民の主体的な取組の促進を図ることを目的に、集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落問題に関する研究、地域の課題解決を支援するための個別相談会や集落間の交流を深める場づくりに取り組みます。

さらに、集落の維持・活性化のための支援や、先進的な取組等の普及・発信、地域を支える人材・担い手育成に取り組みます。

## 4 地域づくり活動の促進

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズや地域課題が複雑化する中で、活力にあふれ、持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政のみならず、市民やNPO、企業など地域の多様な主体がその担い手となってお互いに協力し合い、地域が目指す方向に向かって取り組んでいくことが必要になってきています。

このため、道では、様々な課題に自ら立ち向かうことができる活力ある地域社会の構築を目指し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を推進します。

また、地域の魅力ある資源を活用した地域づくりに取り組みます。

(1) 「地域力」の育成・向上に向けた情報の収集・発信

「地域力」の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例など「地域力」に関する情報の収集・発信を行い、「地域力」に対する道民や市町村の理解を深め、「地域力」の向上に向けた全道的な取組を促進します。

(2) 地域づくり活動への支援

地域づくりに取り組んでいる活動現場に伺い、情報提供や相談業務、意識醸成など、地域づくりのサポートに取り組むとともに、住民と行政の協働の取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際に核となる担い手の育成を行います。

また、人口の急減に直面している地域において、地域の担い手が確保されるよう、特定地域づくり事業協同組合制度の活用を市町村に働きかけます。

(3) 地域おこし協力隊の活用促進

都市住民が、地域に居住して、地域のブランドや地場製品の開発・PR等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」制度は、市町村において、地域の活性化に資するほか、移住・定住の推進につながることから、市町村職員や隊員向けの研修会の開催など、隊員の確保・育成、定住に向けた支援を行います。

(4) 歴史・文化・自然に関する地域資源を生かした地域づくりの推進

日本遺産や、ジオパーク、恐竜・化石など、歴史・文化・自然に関する地域資源を生かした個性あふれる地域づくりを支援します。

また、道内の歴史的建築物や自然、ジンギスカン、アイヌ文様など、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から「道民の宝物」として選定された67件の北海道遺産について、「NPO法人北海道遺産協議会」と連携し、その保全や活用の取組を支援します。

(5) 「ほっかいどう地域づくりチャレンジャーネットワーク」の形成に向けた取組

道内各地で意欲的に活躍する地域づくりチャレンジャーの方々を支援するとともに、その活動の推進に資するための業種や地域を越えたネットワークづくりのコーディネートを行うことにより、取組のレベルアップや新たな取組の展開につなげ、地域が抱える課題の解決や特性を生かした地域づくりを推進します。

## 5 移住・定住施策の推進

東京（東京交通会館8階）及び道庁内に開設している「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」「住まい」「暮らし」など本道への移住に関する情報提供やきめ細かな相談対応を行います。

また、市町村等で構成する「一般社団法人北海道移住交流促進協議会」をはじめとする関係機関と連携しながら、セミナーや相談会等を開催するほか、本道の移住施策についてターゲット広告などを活用したプロモーションを展開するなど、移住関心層への積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます。

## 6 北海道らしい関係人口の創出・拡大に向けた取組

首都圏の若年層や子育て世代等を対象に、北海道と関わるきっかけの提供や関わりを楽しむ方とのつながりを維持・強化するための「北海道とつながるカフェ」や、北海道の魅力や関わり方等の情報提供を行う「ほっかいどう応援フェア」を開催します。

また、新しい働き方として注目されているワーケーションの取組を推進し、関係人口の更なる創出・拡大を図ります。

## 7 自転車の活用及び安全な利用の推進

「北海道自転車条例」が掲げる理念の実現に向け策定した「第2期北海道自転車利活用推進計画」に基づき、国・市町村・関係団体と連携しながら、道民の健康増進、環境負荷低減に資するといった自転車のメリットを感じてもらうイベントの開催や道内の魅力的なサイクルルートなどのPRなどを行い、自転車の活用及び安全な利用を推進します。

## 8 北海道未来人材応援事業の実施

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために、平成28年12月に創設した「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用して、本道の学生や社会人に対し、海外留学や海外研修、国際大会参加経費等の助成事業を実施します。

## 9 東日本大震災による避難者への支援

東日本大震災に伴い、被災地から避難されてきた方々が安心して暮らせるよう市町村や関係団体等と連携し、総合相談窓口の設置のほか、将来の帰還や生活再建に向けて、生活支援情報の提供や交流相談会等による心のケア事業を行います。

## 10 北海道胆振東部地震被災地域の復興支援

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、甚大な被害を受けた地域を支援するため、「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」に基づく取組の推進管理、及び被災地域の復旧・復興に向けた地域振興策等に係るニーズの把握や国・関係機関・団体などとの総合調整を行います。

# 第15 市町村自治の振興

## <地域行政局市町村課>

道内市町村は、施策の重点化や組織のスリム化など徹底した行財政改革に鋭意取り組んでいますが、歳入においては、地方税などの自主財源の割合が低く地方交付税に依存した弱い財政構造にあり、歳出においては、扶助費、公債費などの義務的経費の負担が大きく、厳しい財政運営が続いています。

また、住民に身近な行政を執行している市町村が、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、行財政基盤のより一層の充実・強化を図るとともに、行財政運営に関する説明責任を確実に果たすことが求められています。

さらに、住民の日常生活に密接に関連する上水道、下水道、病院事業などの地方公営企業の経営を取り巻く環境については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は一層厳しさを増している中、必要な住民サービスを安定的に継続していくことが喫緊の課題となっており、特に、医師や看護師の不足などにより大変厳しい経営環境にある病院事業においては、地域医療提供体制の確保と病院経営の健全化が最大の課題となっています。

こうした厳しい市町村の行財政運営の状況を踏まえ、適切な助言や必要な支援等を行います。

### 1 市町村行政への助言等

市町村がより効率的な行政運営を図るとともに、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できるよう、行政手続の透明性の確保や地域の実情に応じた広域行政の取組など、適切な助言等を行います。

### 2 市町村財政への助言等

市町村財政が適正かつ円滑に運営されるよう、効率的な財政運営のアドバイスや各種事業推進にあたっての財源相談、また、地方公共団体財政健全化法に基づく各種指標の公表や、統一的な基準による財務書類の作成及び地方公会計制度活用の推進を行います。

さらに、災害に強いまちづくりに向けた防災施設や庁舎改築にあたっての地方債発行をサポートするほか、老朽化対策が大きな課題となっている各種公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした「公共施設総合（個別）管理計画」づくりに助言していきます。

### 3 地方公営企業経営健全化への助言等

地方公営企業が効率的かつ健全に経営されるよう、料金や経費負担区分の適正化、経営戦略や経営健全化計画等の策定・改定及び着実な推進などについて、適切な助言等を行います。

また、令和5年度までに公営企業会計への移行を円滑に進められるよう、市町村の進捗状況に応じた取組を行います。

### 4 夕張市財政再生計画の円滑な推進

夕張市における財政再生計画の着実な実行や地域再生に向けた取組等を支援するため、庁内関係部局と連携し、適切な助言等を行います。

### 5 市町村振興基金の効果的な運用

市町村の公共施設や生活基盤等の整備などに要する資金の貸付制度である市町村振興基金を効果的に運用し、市町村の振興に必要な財政支援を行います。

### 6 市町村税の徴収成績向上対策の推進

自主財源である市町村税の収入確保は極めて重要な課題であることから、市町村との相互協力関係を一層強化し、市町村税及び道税の徴収率の向上を図るため、総務部財政局税務課と共同して市町村に助言等を行うとともに、市町村が広域的な徴収組織による滞納整理の取組を行う場合は、庁内関係部局と連携して必要な支援を行います。

### 7 道と市町村等との職員交流の充実

職員交流を進め、道と市町村等との結びつきを強化し、双方の職員の行政能力の向上や地域振興施策の推進を図ります。

## 第16 広域連携及び地方分権の推進

### ＜地域行政局行政連携課＞

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少や少子高齢化に伴い今後顕在化する課題に対応し、地域で持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、広域的な連携が重要となることから、道と市町村及び市町村間における広域連携の取組を積極的に推進するとともに、地域のことは地域が自ら決定できる分権型社会の構築を目指し、さまざまな特区制度の活用など地方分権の推進に係る取組を進めます。

また、地方からの発意による国の義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲などの分権改革についても、全国知事会等と連携しながら、地域の自主性・自立性の一層の向上を図られるよう取組を進めます。

#### 1 自治体間における広域連携の促進

人口減少が進む中、地域が多様な行政サービスを持続的に提供していくため、振興局毎に策定した広域連携による対応の方向性を示す「広域連携前進プラン」に基づき、道と市町村及び市町村間の連携による取組を各地域で実施するとともに、「広域連携推進検討会議」により取組状況を検証し、必要に応じてプランの見直しを図ります。

また、国の広域連携制度の活用が困難な地域における広域連携の取組を地域づくり総合交付金により支援するほか、新たに事務を共同化する市町村等へ道職員を派遣するなど、地域の実情に応じた様々な広域連携の取組を支援します。

#### 2 道州制特区提案に向けた取組

地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。



### **3 構造改革特区等の取組**

地域の特性を活かした活性化を実現するために、地域の取組の支障となる規制等を緩和する手段の一つである構造改革特区制度等の活用を促進します。

### **4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等**

地方分権一括法に基づく国から地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等に向け、引き続き、関係先と連携を図りながら円滑に移譲が進むよう調整を行っていきます。また、地方分権改革に関する提案募集方式による提案を、市町村と連携するなど効果的に行うとともに、全国知事会とも連携して、提案の実現に向けた国への働きかけを行うなど、地方分権改革の取組を推進します。

### **5 道から市町村への事務・権限の移譲**

住民サービスの向上を図り、活力ある地域づくりを進めるためには、住民に最も身近な市町村に幅広く事務・権限を移譲し、市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことが重要であることから、「道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成31年3月改訂）に基づき、市町村への個別説明などによる働きかけを行うほか、権限移譲に係る初期投資に対する財政支援や、多数の権限を受ける市町村等に対する道職員の派遣を実施します。

# 第17 総合交通対策及び交通・物流ネットワークの構築

## ＜交通政策局交通企画課＞

本道を取り巻く環境の変化や公共交通における課題を踏まえ、総合計画に掲げるめざす姿「輝きつづける北海道」の実現を支えるため、総合的な交通ネットワークの形成に取り組んでいます。

### 1 総合的な交通ネットワークの形成

道では、北海道新幹線札幌延伸が予定される令和12年度（2030年度）を目標として、本道の更なる発展を支える交通ネットワークの実現に向け、平成30年（2018年）3月に「北海道交通政策総合指針」を策定し、関係者との連携・協働により取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ICTを活用したライフスタイル・ビジネススタイル等に変化することで、公共交通需要が減少し、小口宅配需要が増加するなど、人流・物流にも大きな変化が見られています。

こうした環境変化に対応していくため、令和3年（2021年）3月に策定した新たな重点戦略に基づき、新北海道スタイルを実践しながら、道内、国内、海外へと段階的に交通需要を回復させていく「ウィズコロナ」の取組を展開していくとともに、利便性の向上や路線などの最適化を通じた地域交通の維持・確保に向け、交通事業者間の一層の連携強化を図っていくなど、「ポストコロナ」を見据えた取組を進めていきます。

[北海道の交通基盤の現況]



※ 根室線の一部区間はバス代行輸送中

## 2 地域交通の確保

本道では広域分散型の地域構造という特性により自家用車が交通手段として普及しており、また、人口減少や少子高齢化などの進展により、多くの地域においてバス利用者が減少傾向にあるなど、交通事業者を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。

地域の日常生活に欠かせないバス路線を確保するため、運行経費等の助成を行うとともに、乗合バス事業の活性化や、地域の実情に応じた移動手段の最適化に向けた検討など地域との連携した取組を推進します。

### (1) 生活バス路線の確保

バス路線の運行経費や廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について、国や市町村と協調して助成を行います。

また、地域のバス路線の持続的な確保を図るため、バス事業者や市町村と連携しながら、バス事業の生産性向上や運転手確保対策の取組を推進します。

[令和3年度地域間幹線系統確保維持事業費補助金・令和3年度生活交道路線維持対策事業費補助金 実績] (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容	
対象期間：R2.10.1～R3.9.30			
地域間幹線系統確保維持事業	1,200,373	23 事業者	144 路線
生活交道路線維持対策事業			
広域生活交道路線維持費	175,033	17 事業者	59 路線
市町村生活バス路線運行費	29,370	13 市町村	31 路線
		4 事業者	12 路線

※実績額は新型コロナウイルス感染症の影響による減収への措置分を含む

[令和3年度地域間幹線系統車両減価償却費等補助金 実績] (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	8,005	4 事業者

### (2) バスの利便性向上

高齢化が進展する中、ノンステップバスの導入などにより高齢者等の移動の利便性と安全性を高める事業等に助成を行い、バスの利便性向上を図り、利用促進につなげます。

### (3) 運輸事業の振興

運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、営業用バス及びトラックの輸送力の確保や輸送コストの上昇の抑制等を図るため、バス及びトラック事業者によって構成される公益法人等に対し、運輸事業振興助成交付金を交付します。

[令和3年度運輸事業振興助成交付金 実績] (単位：千円)

交付対象事業者	事業費
一般社団法人北海道バス協会	78,521
公益社団法人北海道トラック協会	836,057

### (4) 離島航路の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航路の維持・確保に向け、国や市町村と協調して離島航路事業者に対する欠損補助を行うほか、住民運賃割引を行う事業者に対する支援に取り組みます。

### (5) 地域公共交通計画（広域）の策定

市町村や交通事業者等と連携し、地域にとって最適な交通体系の構築に向け、広域での地域公共交通計画を策定します。

(6) コロナ禍における交通需要の回復に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛で失われた交通需要の回復及び交通事業者における感染症拡大防止策の徹底を図るため、「新北海道スタイル」に取り組む交通事業者が実施する割引乗車券等の販売などを支援します。

### 3 鉄道交通ネットワークの形成

広域分散型の社会構造にある本道において、鉄道は、主要都市間を結ぶ幹線交通や通勤・通学などの生活交通としての役割はもとより、観光、物流など産業全般にも関わる重要な交通基盤であることから、持続的な鉄道網の確立に向け、JR北海道や市町村など地域関係者と一層連携し、鉄道の利用促進の取組を進めていきます。

また、北海道新幹線開業に伴う並行在来線については、五稜郭・木古内間の運行を担う道南いさりび鉄道(株)の支援を行うとともに、札幌開業時にJR北海道から経営分離される函館・小樽間の地域交通の確保方策等について、沿線自治体と協議・検討を行います。

### 4 地域を支える交通・物流ネットワークの構築

公共交通は、住民の移動手段として不可欠な社会基盤であり、バスや鉄道などの交通事業者が連携し、利便性の向上促進していくことが必要です。このため、モデル地域における取組の成果をもとに、利便性が高くストレスのないシームレスな移動環境の実現に向けた取組を推進します。

また、四方を海に囲まれた本道において、本道で生産される農水産物や工業製品の道外への輸送、生活必需品の道内への供給など、国内外との物流や、港湾などのインフラは、本道の経済活動や道民生活を支える重要な役割を担っており、本道からの輸出拡大に向けた取組や国内・道内の物流ネットワークの強化、港湾機能の充実、北極海航路の活用に向けた取組等を推進します。

(1) シームレスな交通体系の実現に向けた取組の検討

シームレス交通の全道展開に向け、モデル地域における取組をベースに全道各地域の関係者が一体となった連携体制を構築するとともに、それぞれの地域にあった取組を検討・実施していくことで、行きたい場所にスムーズに行ける移動環境の充実を図ります。

(2) 本道の観光振興や地域経済の活性化に向けた取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道への観光客が激減していることから、新北海道スタイルの実践のもと、道内、国内、海外への段階的な観光需要回復に向けた取組を進めます。

また、交通アクセスの向上や受入体制の充実を図ることで、全道各地への周遊を促し、北海道に活力をもたらす交通ネットワークの実現に向けた取組を進めます。

(3) 本道からの輸出拡大に向けた取組

海外需要を一層開拓し輸出拡大を図るため、道産食品の輸出額1,500億円の目標達成を目指し、混載輸送など民間企業等との連携による効率的な輸送体制の整備に向けた取組を推進します。

(4) 国内・道内の物流ネットワークの強化

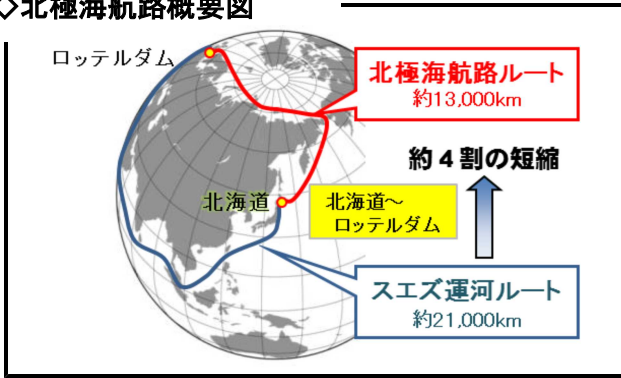
道内間・道外間における将来にわたって持続可能な輸送ネットワークを実現するため、過疎地域等での持続的な物流の確保に向けた取組等を推進します。

(5) 北極海航路の活用に向けた取組

新たな海上輸送ルートとして注目を浴びている北極海航路は、既存ルートと比較して距離が約4割短縮され、道内港湾の活用により、本道経済の活性化に繋がることが期待されています。

国や港湾管理者、大学等研究機関、民間企業などと連携し、最新動向等の情報共有や機運醸成を図るとともに、国際会議での取組の発信などにより、北極海航路の利活用に向けた取組を推進します。

## ◇北極海航路概要図



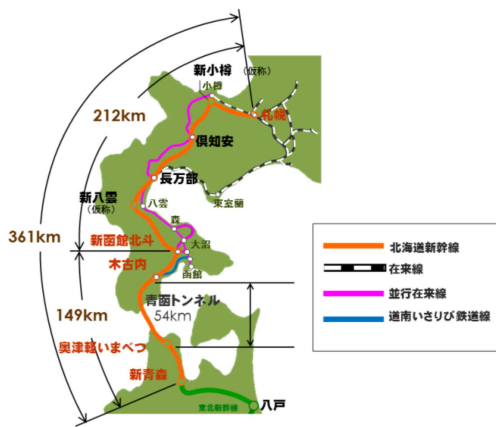
## 5 北海道新幹線の建設促進に向けた取組

新幹線が、札幌から鹿児島まで繋がり、リスク分散型の高速度交通ネットワークが構築されることにより、我が国の経済発展と強靱な国土・地域づくりに大きく貢献するとともに、北日本全体のポテンシャルを高め、北海道、東北両地域の発展を加速させることができます。

新青森・新函館北斗間については、平成28年（2016年）3月26日に開業しましたが、青函共用走行区間等における新幹線高速走行の早期実現に向けた取組を推進するとともに、新函館北斗・札幌間については、より大きな新幹線効果を早期に発現させるためにも、整備を促進し早期完成を図ることが必要です。

このため、道では、北海道新幹線建設促進期成会など関係団体と一体となって、国などに対し積極的な要望活動を行うとともに、市町村等と連携した取組を展開しています。

## ◇北海道新幹線（新青森・札幌間）概要図



## ◇青函共用走行区間概要図



## 6 新青森・新函館北斗間の開業効果の拡大に向けた取組

平成28年（2016年）3月に開業した北海道新幹線の開業効果を一過性のもので終わらせないように、引き続き、新幹線を利用した様々な分野での連携・交流を拡大していくことが重要です。

このため、引き続き、市町村や北海道観光振興機構、JR北海道などと連携し、新幹線を活用した国内外観光客の誘客、教育旅行の誘致に取り組むとともに、歴史的につながるの深い東北地方との連携・交流を深めていくほか、新幹線沿線の自治体等と連携し、冬期間の利用向上も含めたプロモーションを実施するなどして、北海道新幹線の更なる利用促進を図っていきます。



■北海道新幹線車両H5系

将来にわたり北海道の航空ネットワークを持続的に発展させていくためには、航空会社や空港ビル会社、二次交通事業者、行政、経済団体、道民など多様な主体が将来像を共有し、これまで以上に連携・協働した取組を進めていく必要があることから、道では、平成30年（2018年）3月に、北海道における航空ネットワークのあるべき姿とその実現に向けた方策を明らかにする「北海道航空ネットワークビジョン」を策定し、また、令和2年（2020年）1月からは北海道エアポート（株）による道内7空港の一括民間委託が開始されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、航空需要が大幅に落ち込み、航空業界は大変厳しい状況にあることから、道としては、新北海道スタイルの実践のもと、道内、国内、海外への段階的な航空需要の回復を図るとともに、空港運営事業者である北海道エアポート（株）や市町村など関係者と連携し、航空ネットワークの充実・強化に資する取組を進めていきます。

### 1 国内航空ネットワークの充実・強化

広域分散型の地域構造である広大な北海道においては、航空路線が重要な高速移動手段になっており、道内の各空港と道外主要都市間を結ぶ路線や離島を含む道内路線は、道民生活をはじめ、経済活動、観光振興などにとって欠かせない重要な役割を担っていることから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した航空需要の回復に資するため、新規路線の就航やチャーター便の運航による航空ネットワークの充実・強化を図る施策の推進に取り組んでいきます。

#### (1) 地域航空ネットワークの形成

地域航空ネットワークの形成や利用促進を図るため、推進組織の活動を支援します。

また、道内外の航空ネットワークの充実や航空機の安定就航、利用者の利便性向上、道内空港の整備促進を図るため、関係機関との連絡調整を図ります。

#### (2) 離島航空路線の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航空路線の維持・確保に向け、国や離島町と協調して離島航空路線を運航する航空会社に対する支援に取り組みます。

#### (3) 新規路線就航に向けた取組

道内地方空港への新規路線誘致及び誘客促進を図るため、新規就航する航空会社に対し、地上支援業務に要する経費を支援するなど、路線の誘致及び定着に向けた取組を進めていきます。

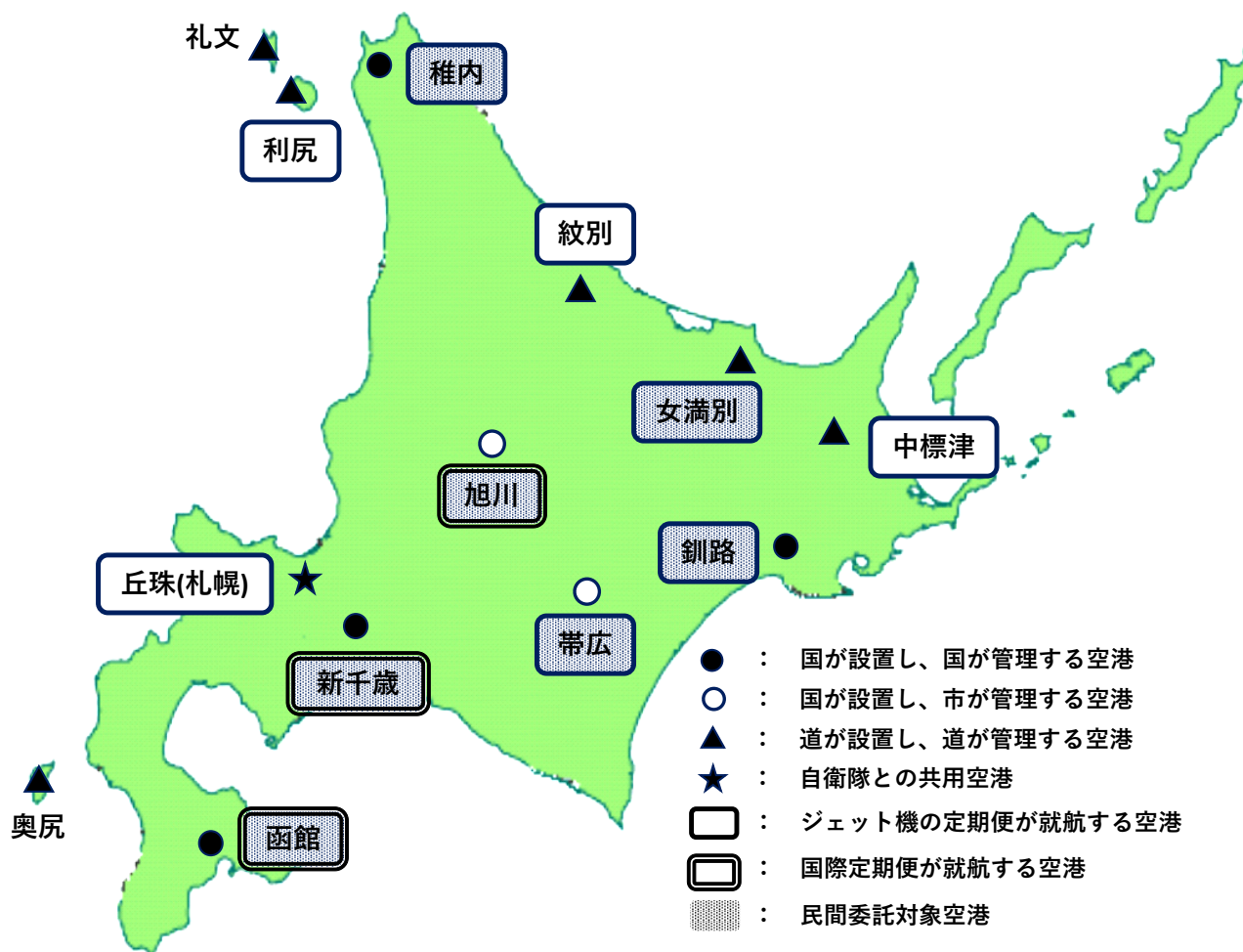
### 2 道内空港の機能強化

北海道には、国（国土交通省）が設置・管理する空港が4、国が設置し地元市が管理する空港が2、道が設置・管理する空港が6、防衛省との共用空港が1で、合計13の空港があります。

現在、北海道と国内外とを結ぶ航空ネットワークの充実・強化を図るため、空港施設の整備・改良等が進められていますが、より一層、航空機の安全・安定運航の確保や利用者の利便性向上が図られるよう、国や関係機関に道内空港の機能強化を要請していくとともに、道内13空港の連携を強化する取組を進めていきます。

また、丘珠空港では、空港と周辺住民が共存し、道内航空ネットワークの拠点空港としての機能を今後とも確保するため、札幌市が行う空港周辺の緑地整備事業に対し補助を行います。

# 道内空港の状況



空港名	滑走路	道外路線	道内路線
新千歳	A : 3,000m B : 3,000m	羽田、成田、伊丹、関西、中部、青森、秋田、花巻、仙台、福島、山形、茨城、静岡、松本、新潟、富山、小松、神戸、岡山、広島、出雲、徳島、松山、福岡、那覇	稚内、釧路、函館、女満別、中標津、利尻
稚内	2,200m	羽田	新千歳
釧路	2,500m	羽田、伊丹、中部、関西、成田	新千歳、丘珠
函館	3,000m	羽田、伊丹、中部	新千歳、丘珠、奥尻
旭川	2,500m	羽田、伊丹、中部	
帯広	2,500m	羽田、中部	
女満別	2,500m	羽田、伊丹、関西、中部、成田	新千歳、丘珠
中標津	2,000m	羽田	新千歳
紋別	2,000m	羽田	
利尻	1,800m		新千歳、丘珠
礼文	800m		
奥尻	1,500m		函館、丘珠
丘珠(札幌)	1,500m	三沢、静岡、松本	釧路、函館、利尻、女満別、奥尻

令和3年度実績北海道調べ

### 3 新千歳空港の国際拠点空港化の推進

北海道の空の玄関口である新千歳空港における国際線利用者数は、年間300万人を超え、本道経済の活性化に大きな役割を果たしています。

新千歳空港における国際定期路線は、東アジアとを結ぶ路線を中心に24路線（令和2年2月1日現在）ありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月27日以降、全路線が運休しています。こうしたことから、国際定期路線の再開・新規誘致を行い、海外からの観光客誘致などを推進し北海道経済の活性化につなげるために、北海道と世界を結ぶ国際的な交通ネットワークの形成をさらに進めていきます。

#### (1) 国際航空定期便の誘致

国際航空路線の早期再開を目指し、北海道エアポート株式会社や経済界、地域等と連携しながら、取組を進めていきます。また、ポストコロナを見据え、北海道への観光客の増加が見込まれる東アジアや東南アジアのほか、長距離路線による新たな地域とのネットワーク形成に向けた新規誘致の取組を進めていきます。

#### (2) 空港施設・機能の整備・充実

経済団体や空港所在自治体、CIQ機関で構成されたワーキングチームを活用し、新千歳空港国際線再開に向け、連携体制の強化していきます。また、道内空港における国際線利用者の受入体制整備など新千歳空港の機能強化について、国などに働きかけを行うとともに、二次交通アクセスの充実、長距離路線の安定運航に必要な滑走路の整備に向けた検討など、空港施設・機能の充実に向けた検討・取組を進めていきます。



### (3) 一部外国航空会社の航空機の乗り入れ制限の緩和

新千歳空港は航空自衛隊千歳基地と隣接しており、一部外国航空会社の航空機の乗り入れについては、曜日によっては特定の時間帯に限られていることから、国に働きかけを行うなど、乗り入れ制限の緩和に向けた取組を進めています。

### (4) 24時間運用に係る空港周辺対策

新千歳空港の国際拠点空港化を推進する上で必要な24時間運用に関し、道と関係市、関係地域住民が合意し、平成27年10月に深夜・早朝時間帯の発着枠が、それまでの6枠から30枠に拡大されました。

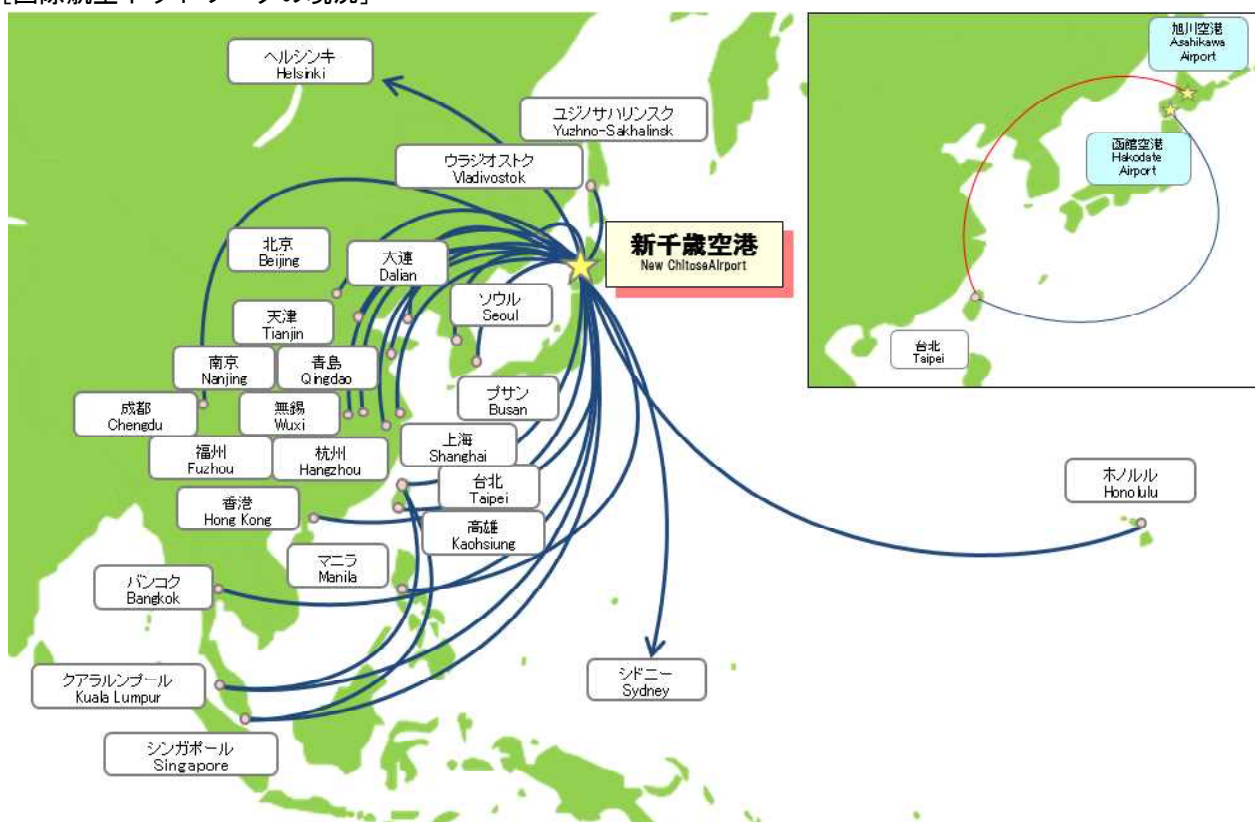
拡大された発着枠の運用に伴い必要となる、空港周辺地域における住宅防音対策と地域振興対策を実施するとともに、国際便やLCCなどの誘致に向けた取組を進めます。

## 4 地方空港の国際化

新千歳以外の地方空港では、東アジア地域などにおける北海道人気を反映し、函館空港、旭川空港に定期路線が就航していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月3日以降、全路線運休しています。

こうしたことから、関係市町村等と連携し、国際定期路線の再開・新規誘致を行うとともに空港施設・機能の充実、感染症への対応状況に応じたC I Q体制の整備など道内空港の国際化に向けた取組を進め、地域における国際交流活動や地域経済の活性化を図っていきます。

[国際航空ネットワークの現況]



路線	航空会社	往復/週	路線	航空会社	往復/週	路線	航空会社	往復/週
新千歳-ソウル	大韓航空	14	新千歳-杭州	海南航空	2	新千歳-クアラルンプール	エアアジアX	4
	ジンエアー	5	新千歳-大連	中国南方航空	3	新千歳-クアラルンプール	マリンド・エア	3
	アジア航空	7	新千歳-無錫	深圳航空	7	(台北経由)		
	フェジュー航空	3	新千歳-青島	山東航空	5	新千歳-シンガポール	スクート	2
	イースター航空	4	新千歳-福州	厦門航空	2	(台北経由)	スクート	4
新千歳-プサン	エアプサン	3	新千歳-成都	四川航空	1	新千歳-マニラ	フィリピン航空	3
	ジンエアー	3	新千歳-香港	キャセパシフィック航空	14	新千歳-ホルル	ハワイアン航空	3
新千歳-北京	中国国際航空	7		香港航空	9	新千歳-ヘルシキ	フィンエアー	2
	中国東方航空	9		エーハ-航空	14	新千歳-シドニー	カンタス航空	3
新千歳-上海	春秋航空	14	新千歳-台北	チャイエアライン	7	新千歳-ユージン/サハリン	オーロラ航空	5
	上海吉祥航空	14	ピーチ・アビエーション	7	新千歳-ウラジオストク	ケラル航空	3	
	中国東方航空	9	新千歳-高雄	チャイエアライン	5	函館-台北	エーハ-航空	7
新千歳-天津	天津航空	4	新千歳-ハノク	外国際航空	7	旭川-台北	タイガ-エア台湾	2
	奥凱航空	2		タイ・エアアジアX	11			
新千歳-南京	中国東方航空	3	ルクスクート	4				
	上海吉祥航空	7						

(令和2年1月31日現在 航空課調べ)

※令和2年3月末以降、国際線は全便運休中

## 5 道内空港の運営に係る民間委託の推進

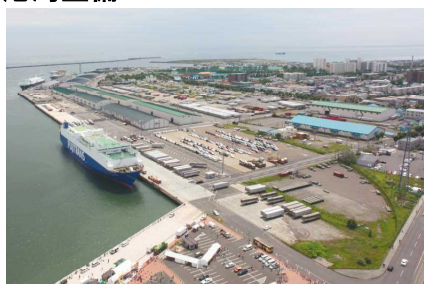
道内7空港（新千歳、稚内、函館、釧路、旭川、帯広、女満別）の一括民間委託を通じて、道内空港の機能強化や本道の航空ネットワークの充実・強化を図るとともに、こうした取組を広域観光の振興や地域経済の活性化につなげていくため、空港運営事業者である北海道エアポート（株）、国、関係自治体など地域の関係者はもとより、民間委託を行わない6空港（丘珠、中標津、紋別、奥尻、利尻、礼文）とも連携し、取組を進めます。

また、道管理空港である女満別空港の民間委託を円滑に進めます。

## 6 港湾機能の充実・強化

港湾管理者である市町等と連携し、道内港湾の国際・国内物流の強化による港湾機能の充実を図るなど利用促進に向けた取組を推進します。

### ◇ 港湾整備



苫小牧港 複合一貫輸送ターミナル（西港区）

## 第19 部行政の総合調整等

### <総務課>

### 1 部行政の企画及び総合調整

総合政策部の行政の企画及び総合調整を行います。

### 2 全国知事会等の対応

地方自治の円滑な運営と進展を図るため、他都府県との連絡調整を緊密にして、全国知事会及び北海道東北地方知事会等での議論や政策提言など、関係部と共に積極的に対応します。